

京都市消防局訓令乙第4号

各 部
消 防 学 校
各 消 防 署

京都市消防職員表彰規程の一部を次のように改正する。

令和2年9月30日

京都市消防局長 山内 博貴

第3条中「及び100,000円以内の賞与金」を削る。

第4条中「及び50,000円以内の賞与金」を削る。

第5条第2項中「賞与金又は」を削る。

附 則

この訓令は、令和2年10月1日から施行する。

(消防局総務部人事課)